

〔新撰姓氏錄〕左京皇別下 起大春日朝臣盡

鴨縣主、廿二氏、

〔民族考〕日本靈異記に丹治氏、船氏、榎本氏、縣氏などあるは正しきかき法なり、此例古本今昔物語、天台座主記、僧綱補任等の書に許多あり、○中されど天武紀に倭直、栗隈首云々、三十八氏、また姓氏錄左京皇別に起自左京息長真人盡攝津國爲奈真人、四十四氏、また起源朝臣盡新田部宿禰、四十二氏、また日本靈異記に役優婆塞者、加茂役公氏など大凡に云事はあり、

〔制度通十〕姓氏ノ事

今ノ人通ジテイフハ、源、平、藤、橘ハ姓ナリ、足利、北條、齋藤、楠等ノゴトキハ、姓ヨリワカレテ氏ナリト云、ソレ故某姓某氏ト記ス、シカレドモ古ヘカクノゴトクニワカツコト見エズ、姓氏錄ニハ、皆姓ヲ載タレドモ、其書ヲ名ヅケテ姓氏錄ト云、源家平家ヲ又源氏平氏トモ云、シカレバ姓ヲ通ジテ氏トモ云ベシ、足利北條等ノ稱號ヲ氏ト云コトハ、古書ニハ見エズ、

〔鹽尻二十四〕一今武家某氏と呼ぶ氏の字、根本は誤りなり、氏は姓に同じ、源、平、藤、橘、清、中、菅江、紀等の事なり、新田足利其他皆稱號なり、公家にて近衛九條などいふがごとし、近衛氏九條氏杯呼事はなきにて知るべし、然れども後世に及て、稱號はもろこしの氏の如く、源平等は異邦の姓と等し、故に源平等をば姓といひ、新田足利などは氏と稱す、本式は勅許の姓を氏といふなれど、武家は稱號を以て某氏と呼來れり、萬づかゝる事あり、よく其根本を知りて、今の俗に隨ひて可なり、

〔古事記序〕時有舍人姓稗田、名阿禮、

〔日本書紀十五〕元年四月丁未、詔曰、○中夫前播磨國司來自部小楯更名  
求來誤求、恐迎舉朕厥功茂焉、○中乃拜山官改賜姓山部連氏、

〔新撰姓氏錄左京皇別〕吉田連

天皇○崇令鹽垂津彥命遣奉勅而鎮守彼俗○任稱宰爲吉、故謂其苗裔之姓爲吉氏、○中神龜元年